

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成27年10月30日付けで提起（4件）のあった、福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき平成27年10月14日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件10月処分」という。）、平成27年10月14日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件11月処分」という。）、平成27年10月14日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件12月処分」という。）および平成27年10月14日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件1月処分」という。）ならびに平成27年11月12日付けで提起のあった、処分庁が同項に基づき平成27年10月29日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件9月処分」という。）（以下これらを総称して「本件各処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件各処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

処分庁が行った本件各処分は次の理由により不当であるから取り消されるべきである。

- (1) 本件各処分は、平成23年8月26日付け、同年9月27日付け、同年10月27日付け、同年11月25日付け、同年11月28日付けおよび同年12月26日付けの保護変更決定処分の、平成24年2月14日および同年3月29日処分取消の裁決に伴う変更処分であるが、裁決の判断を無視したものであり、今回処分庁が提示した「必要経費の認定について」は、法を逸脱したものである。
- (2) 合計金額だけの記載で詳細が分からず納得するには至らない。
- (3) 法第56条（不利益変更の禁止）に違反した処分である。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成19年5月7日 処分庁は、審査請求人の傷病を理由として、審査請求人世帯の保護

を開始した。

- (2) 平成23年8月26日 処分庁は、審査請求人の同年5月から7月までの3か月平均の自営業収入により、同年9月1日適用による保護変更決定処分（以下「前回9月処分」という。）を行った。
- (3) 平成23年9月17日 審査請求人は、上記処分を不服として審査請求を提起した。
- (4) 平成23年9月27日 処分庁は、審査請求人の同年6月から8月までの3か月平均の自営業収入により、同年10月1日適用による保護変更決定処分（以下「前回10月処分」という。）を行った。
- (5) 平成23年10月6日 審査請求人は、上記処分を不服として審査請求を提起した。
- (6) 平成23年10月27日 処分庁は、審査請求人の同年7月から9月までの3か月平均の自営業収入により、同年11月1日適用による保護変更決定処分（以下「前回11月処分」という。）を行った。
- (7) 平成23年11月4日 審査請求人は、上記処分を不服として審査請求を提起した。
- (8) 平成23年11月25日 処分庁は、審査請求人世帯の期末一時扶助を認定するとした同年12月1日適用による保護変更決定処分（以下「前回12月処分1」という。）を行った。
- (9) 平成23年11月28日 処分庁は、審査請求人の同年8月から10月までの3か月平均の自営業収入により、同年12月1日適用による保護変更決定処分（以下「前回12月処分2」という。）を行った。
- (10) 平成23年12月26日 処分庁は、審査請求人の同年9月から11月までの3か月平均の自営業収入により、平成24年1月1日適用による保護変更決定処分（以下「前回1月処分」という。）（以下前回9月処分、前回10月処分、前回11月処分、前回12月処分1、前回12月処分2および前回1月処分を総称して「前回各処分」という。）を行った。
- (11) 平成24年1月11日 審査請求人は、前回12月処分1、前回12月処分2および前回1月処分を不服として審査請求を提起した。
- (12) 平成24年2月14日 裁決により、前回9月処分が取り消された。
- (13) 平成24年3月22日 処分庁は、裁決により取り消された前回各処分をやり直すため、審査請求人に対して書面により関係資料の提出を求めた。
- (14) 平成24年3月29日 裁決により、前回10月処分、前回11月処分、前回12月処分1、前回12月処分2および前回1月処分が取り消された。
- (15) 平成24年4月4日 処分庁の担当職員は、審査請求人の自営業にかかる必要経費を確認するため審査請求人宅を訪問したが、審査請求人は、訴訟による裁判所の判断を待ちたいため訪問してほしくないと断った。
- (16) 平成27年10月14日 処分庁は、裁決により取り消された前回10月処分、前回11月処分、前回12月処分1、前回12月処分2および前回1月処分をやり直し、本件10月処分、本件11月処分、本件12月処分および本件1月処分を行った。
- (17) 平成27年10月29日 処分庁は、裁決により取り消された前回9月処分をやり直し、本件9月処分を行った。

2 判断

(1) 関係規程について

自営業収入から控除される必要経費（以下「必要経費」という。）の取扱いについては、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知）第8-3-(1)-ウ-（イ）に規定されるほか、本件に関連する規程等は別記のとおりである。

審査請求人は反論書において、様々な必要経費の認定に係る判断基準や法令等根拠の説明を求める旨を主張しているが、保護の実施においては、自営業にかかる様々な必要経費の全てについて個別具体的に取扱いや判断基準が示されているものではない。

したがって、本人の申告のみならず、関係書面や聞き取りにより調査を行い、また、必要に応じて同業者の状況や税務関係機関の調査等を参考にしたうえで、保護の実施機関が適正に判断して必要経費を認定するものである。

(2) 本件の経過について

前回各処分を取り消すとした裁決（認定事実(12)および(14)）は、「審査請求人から挙証資料を提出させたり、家庭訪問したりすることにより、・・・調査を尽くした上で判断すべきところ、本件処分は審査請求人の個別の事情を十分把握してなされたものとはいえず、不当である」としている。

関係資料によれば、処分庁は、前回の裁決を踏まえて、審査請求人に関係書面の提出を求め、審査請求人から聞き取り、または現場を確認する等（以下「所要の調査」という。）を行ったうえで前回各処分のやり直しを行おうとしているが、審査請求人はこれに応じず（認定事実(15)）、このことから、本件各処分は、処分庁が所要の調査を行うことができないままに行われたものである。

そうすると、本件の審理において、多くの経費については、自営業との関係性や必要性等にかかる事実関係を所要の調査の結果をもって具体的に窺い知ることができないから、必要経費としての認定の可否を検討することは困難である。

しかしながら、一部の経費については、処分庁が必要経費であると認定しなかった理由について検討すべきものがあるため、以下これを検討する。

(3) 販売品等の仕入代の認定について

処分庁は、本件各処分を行うに際し、「必要経費の認定について」と題する一定の判断基準を示し、そこでは、帳簿の「仕入高」や「消耗品費」に計上される[]等の販売品の仕入代および「[]管理費」に計上される[]の仕入代（以下「本件仕入代」という。）は、それぞれ販売時および[]利用時に認定するとしている。

本件仕入代については、前回各処分において必要経費と認定していたものと認定しなかったものの双方があるところ、処分庁は本件各処分に際して認定方法を変更している。

この点、処分庁はどのような理由によりこれを変更したかについて、平成28年3月8日付けの再弁明書において「別冊問答集問8-17により、事業として適正な規模の仕入れであれば必要経費として認定できることとなっているため、・・・それを超えるものについては過剰な仕入れと判断し、認定から除外しました」と述べている。

確かに、生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-17の趣旨は、その事業規模に相応しない仕入れについて、申告のみに基づいて機械的に全額を必要経費と認定することを適当でないとしていると解することができる。

しかしながら、問答集問8-17は、必ずしも販売等の実績に相当するもののみしか仕入代を認定できないとしているわけではなく、事業の規模が被保護者の行う事業として適正な規模であれば認定して差し支えないとしているところ、審査請求人が「卸販売には1回の卸に伴う数量、金額の制約がある。」と反論書にて主張することは、社会通念上、処分庁が十分に考慮すべき点であることから、この点を含め、処分庁は、どの程度の仕入数量が妥当であるか等を十分に検討する必要があると考えられる。

関係資料においては、処分庁がこれらの点をどのように考慮・検討したか確認できず、前記の再弁明書による主張は、単に問答集問8-17の解釈のみを根拠として販売等の実績に相当するもののみを認定することとしたと窺われ、このような判断は前述する必要な検討を欠いたものと言わざるをえない。

よって、本件仕入代のうち前回各処分において認定していたものについて、十分な検討なく認定方法を変更したことに合理性を認めることはできず、この点において本件各処分は不当である。

(4) プリンター購入経費について

処分庁がプリンター購入経費を必要経費として認定しなかった理由は、前述の「必要経費の認定について」において減価償却費の控除は認められないためとしており、確かに、問答集問8-16はそのように示している。

しかし、問答集問8-16がいう「減価償却」は、会計に用いる用語を使用していると思われるところ、所得税法上の個人事業主の必要経費の算定では、減価償却による必要があるものはその取得価格が10万円以上のものとされ、取得価格が17,800円程度のプリンターは、事務用品費（消耗品費）として経費に計上することが通例と思われる。

必要経費の認定は必ずしも所得税法上の考え方と整合するものではないと考えられるが、当該経費を減価償却費であるとの理由で必要経費として認定しないことは、所得税法上の取扱いや社会通念と著しく乖離すると考えられ、これを妥当と判断することはできない。

したがって、この点において本件9月処分、本件10月処分および本件11月処分は不当である。

(5) その他の経費について

その他の経費については、前に述べたとおり、本件の審理において必要経費としての認定の可否を検討することは困難であり、処分庁が所要の調査を行うことによって個々に判断することが適当と考える。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成29年 5月 2日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造



○生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け 厚生事務次官通知）

【関係部分のみ抜粋】

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1 収入に関する申告及び調査

(略)

2 収入額の認定の原則

(略)

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア～イ (略)

ウ 農業以外の事業(自営)収入

(ア) 農業以外の事業(いわゆる固定的な内職を含む。)により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこと。

(イ) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合には、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間貸業であって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間貸代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

エ (略)

○生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け 厚生省社会局長通知）

【関係部分のみ抜粋】

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(1)～(2) (略)

(3) 農業以外の事業(自営)収入

ア 農業以外の事業収入については、前3箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業(店売り、行商又は露店)、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業(小運送)、修理(自転車修理、いかげ業、桶屋)及びサービス業(理髪業、靴磨等)については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業(大工、左官、植木職等)については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参

考とすること。

イ～ウ (略)

○生活保護問答集について(平成21年3月31日付け 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

【関係部分のみ抜粋】

問8-16 [減価償却に要する経費]

(問) 適正事業規模の範囲内での減価償却に要する経費(買替費用)は必要経費として控除できるか。必要経費に関する基本的な考え方と併せておたずねする。

(答) 保護の実施要領においては機械器具の修理費については控除を認めているが、生産機材の減価償却の控除は認められていない。これは、必要経費は当該事業収入を得るために直接必要な実費を控除するという考えに基づくものである。

また、被保護世帯の営む適正規模の事業の範囲で生産機材を買わなければ事業を継続できない場合には、生業のための各種貸付資金の活用(償還金の控除が認められている。)又は生業扶助の適用について考慮すべきである。

問8-17 [事業拡張に伴う仕入代の認定]

(問) 現在の売上品の補てんを超えて事業を拡張するために従来より多い商品の購入をする場合、その購入費を事業収入を得るための必要経費として認定してよいか。

(答) 事業の規模が被保護者の行う事業として適正な規模であれば差し支えない。

なお、自営業は、経営そのものがその時々事情によって極端に左右されやすいので、その収入も勤労収入等と異なり必ずしも一定しないのが例である。

特に被保護者の営む自営業は比較的規模も小さく、はっきりした収支の計算が十分に行われていない場合も少なくないと予想されるから、単に申告のみに基づいて機械的に認定することを厳にさけるべきであり、世帯の日常生活の状況などから客観的根拠に基づいて、適正な認定を行うことが必要である。設問のような場合には特にこの点に留意して取り扱うこととされたい。

問8-18 [収入を得るための必要経費の判断]

(問) 次の費用を収入を得るための必要経費として認めてよいか。

- (1) 外交員の手みやげ
- (2) 商店の歳暮
- (3) 保育児送迎のための交通費

(答) (1)および(2)については、外交又は営業成績をあげ、ひいては収入の増加をもたらす手段として真に必要とする場合も考えられるが、それらの費用を認める限度及び効果等について測定し難いので、現在のところ一般的には認められない。

ただし、生命保険の外交員の場合の卓上カレンダー等については、その者の勤労状況からみて、それが当該就労に必要と認められるものであり、かつ、他の外交員との均衡を失しないものであるときに限り、必要最少限度の実費を認めて差し支えない。

(3)については・・・(略)